**事業適合性判定の申請人による宣誓及び同意書**

事業適合性判定の申請人（以下，甲という）は申請書を日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）に提出するに際し次の事項に宣誓のうえ，同意する。

一　甲は事業適合性判定手続規則に同意する

二　甲は判定人が将来，判定人が事業適合性判定を行った甲所有の特許又は登録実用新案に関する係争を除いて，甲に対抗する第三者を代理することができることに同意する

三　甲は判定の存在，内容および結果のうち，判定人，判定人候補者，事前相談担当者，事件管理者，運営委員，センターの役員及び事務局職員（以下「判定人等」という。）が本申請時において既に知っている情報並びに本申請の前後を問わず公開された情報については判定人等が開示又は利用できることに同意する

以上の宣誓及び同意の証として，甲は本事業適合性判定の申請人による宣誓及び同意書を一通作成し，事業適合性判定申請の際に事業適合性判定手続規則第３条に規定する書類とともにセンターに提出するものとする。

年　　月　　日

甲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿